



石綿の飛散防止対策に係る取組を推進します。

1. 事業目的

- ① 石綿による大気汚染の状況を把握し、国民に対し情報提供。
- ② 解体等工事における石綿飛散防止対策を充実することによる、国民の健康の保護及び生活環境の保全。
- ③ 大気汚染防止法改正を踏まえたいわゆるレベル3建材を除去する際の石綿の飛散防止、電子報告システムの構築、事前調査の信頼性の確保等の更なる石綿飛散防止対策の適切な実施。

2. 事業内容

令和2年5月に改正した大気汚染防止法に基づき、建築物の解体等工事を対象とした石綿飛散防止対策に係る取組を推進します。

(1) アスベスト濃度モニタリング事業（33百万円）

建築物の解体現場周辺、住宅地域等の一般環境等において石綿による大気汚染の状況及び傾向を把握する。また、石綿大気濃度測定に係る課題について検討する。

(2) 建築物の解体等におけるより効果的な石綿飛散防止対策に係る検討・調査（36百万円）

平時からの建築物等への石綿含有建材の使用状況の把握に関するモデル事業を実施するとともに、マニュアル等の改訂を行う。

(3) 石綿飛散防止対策に係る人材育成・周知（21百万円）

事業者（工事受注者等）、都道府県等を対象とした説明会、講習会を開催するとともに、国民、事業者（建築物の所有者等）への幅広い周知を行う。

建築物石綿含有建材調査者の育成・オンラインによる講習の実施に向け検討を進める。

(4) 事前調査結果の電子報告等システムの整備（110百万円）

事前調査結果報告等に係る電子報告システムを整備するとともに、データの利活用の検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成10年度～

4. 事業イメージ

